平成２４年（フ）第５８１号
兵庫県加古川市尾上町口里606番地
債務者　株式会社岩城通商
代表者代表取締役　岩城　一郎
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後１時30分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８２号
兵庫県加古川市尾上町口里606番地、登記簿上の本店所在地兵庫県加古川市尾上町池田333番地
債務者　株式会社アイ・ティー・エスコーポレーション
代表者代表取締役　岩城　一郎
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後１時45分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第５８３号
兵庫県加古川市尾上町口里609番地
債務者　有限会社アイティーエス
代表者取締役　岩城　一郎
1　決定年月日時　平成25年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷林　一憲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月25日午後１時45分
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４２１号
山梨県甲府市城東３丁目１番20号
債務者　株式会社ジョワイエ・ニワ
代表者代表取締役　丹羽　浩一
1　決定年月日時　平成25年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野　正毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月26日午後１時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第３９４号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東111番地リンピア里小牧203号
債務者　野田　仁志
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年４月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３９５号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東111番地リンピア里小牧203号
債務者　野田　千尋
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細野　優子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成25年４月19日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年４月５日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３２５号
岡山県倉敷市藤戸町天城2516番地
債務者　秋山　康弘
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　財津　唯行
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４７１号
大津市大石中５丁目14番10号
債務者　芝谷ひろ子
1　決定年月日時　平成25年１月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　富塚　浩之
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年３月６日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６０号
福島市蓬莱町５丁目10番６号
債務者　小森三起子
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　駒田　晋一
4　破産債権の届出期間　平成25年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月15日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第１３７５号
千葉県市原市山田橋１丁目12番地17
債務者　田島　啓介
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中由美子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１３７６号
千葉県市原市山田橋１丁目12番地17
債務者　田島　幸子
1　決定年月日時　平成25年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中由美子
4　破産債権の届出期間　平成25年２月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８３６号
京都市南区吉祥院中河原西屋敷町47番地
債務者　明石みゆき
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　健司
4　破産債権の届出期間　平成25年２月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年３月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５１号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎四日町49番地
債務者　鈴木　孝徳
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　玉山　直美
4　破産債権の届出期間　平成25年２月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月21日午前11時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２４年（フ）第２５０号
群馬県安中市中宿2164番地２
債務者　井田　八郎
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　倉崎　淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年３月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年４月10日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成25年３月12日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２２７９号
名古屋市守山区長栄２番21号
債務者　侍魂（サムライスピリッツ）・ブラッククチェリー・アンシャンテこと　松原　洋介
1　決定年月日時　平成25年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀西　良美
4　破産債権の届出期間　平成25年２月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月28日午後１時55分
6　免責意見申述期間　平成25年３月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部